

2. 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し

市町村は、一般廃棄物処理計画について、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要がある。

(1) 一般廃棄物処理計画の策定 (Plan)

市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定する。

策定に当たっては、環境保全を前提としつつ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）に定められた基本原則や廃棄物処理法基本方針を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要がある。

特に、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、その策定の趣旨、目的、目標について、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、策定された一般廃棄物処理計画は、市町村の広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物に関係を有する廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知されなければならない。

(2) 施策の実行 (Do)

市町村は、廃棄物処理法第6条の2に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない。

(3) 評価 (Check)

市町村は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、処理システム指針に示された標準的な評価項目（指標）を用い、毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、処理システム指針に示されている「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表することが適当である。

(4) 見直し (Act)

市町村は、一般廃棄物処理基本計画について、評価を踏まえて概ね5年ごと、

または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うことが適当である。なお、改定に当たっても、評価を踏まえて策定された改定案について住民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、一般廃棄物処理実施計画については、年度ごとに、評価を踏まえて計画の見直しを行うことが適当である。

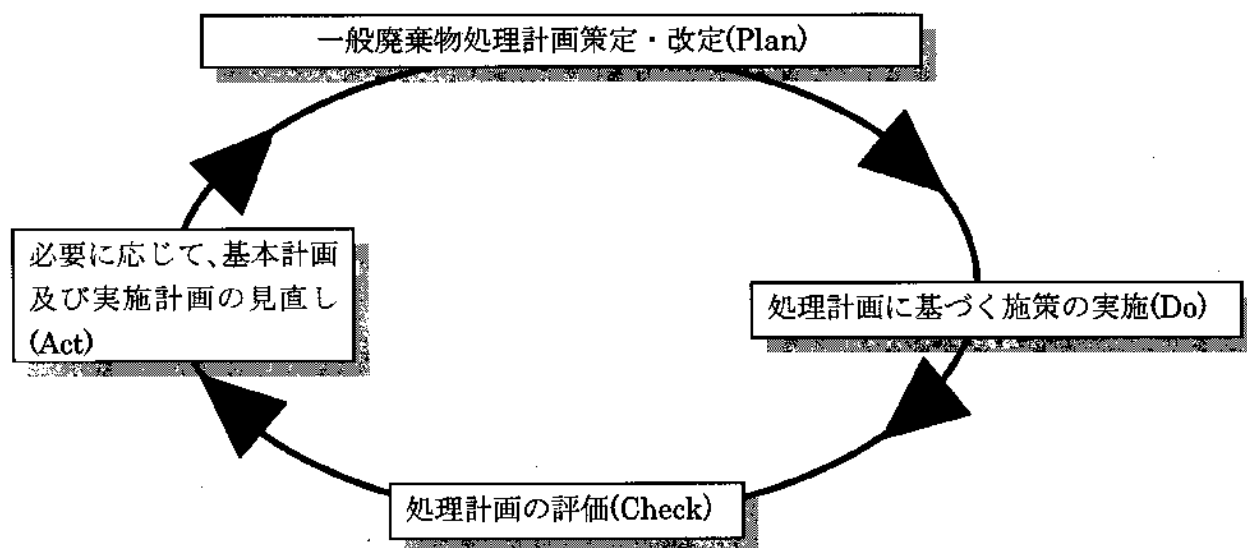


図2 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル